

平成24年8月1日

国有財産売払公示書(先着順)

契約担当官

千葉労働局長 絹谷 國雄

千葉労働局が実施した国有財産の一般競争入札において売払相手方が決まらなかったため、先着順で、売払申請書を提出された方1名に限り申請を受理し、国有財産を売却します。

1 売払物件

物件番号	所在	地目 (登記地目)	面積	用途地域	金額 (千円)
2401002	富津市下飯野 1183-18	宅地 (山林)	154.86 m ²	第一種中高層住居専用地域	1,858

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者。

3 受付期間及び受付窓口

(1) 受付期間

平成24年8月20日(月)9時から平成24年8月31日(金)17時まで

※受付は土日祝日を除く9時から17時(12時から13時を除く)までとなります。

(2) 受付窓口

千葉労働局総務部総務課 会計第二係(国有財産売払担当)

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階

4 申請方法

申請をされる方は、「普通財産売払申請書」及び「誓約書」に、必要な事項を記載・押印(実印)のうえ、必要書類を添付して、上記受付窓口へ持参してください。

○ 添付書類

① 個人が申請する場合

・住民票抄本及び印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

② 法人が申請する場合

・登記事項証明書(現在事項全部証明書)及び印鑑証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

・「役員一覧」(千葉労働局所定様式)

5 契約の締結

契約相手方に決定した日の翌日から 30 日以内に契約を締結します。

6 売買代金の支払方法

契約締結時に売買代金の 1 割以上を契約保証金として納付していただき、契約締結日を含めて 20 日以内（20 日目が土日祝日の場合は直前の金融機関の営業日）に売代金と契約保証金の差額をお支払いいただきます。

7 その他

- (1) 物件の申込みにあたっては、一般競争入札の際に付した条件を承継します。
- (2) 物件の引渡しは、現状有姿となります。
- (3) 売買代金に加え、所有権移転登録免許税及び契約書貼付印紙税をご負担いただきます。
- (4) 先着順による売払のため、既に売払済みの場合があります。

8 問い合わせ先

千葉労働局総務部総務課会計第 2 係 加瀬・藤本・茶谷
電話 043-221-4311

以上公示します。